

令和七年十二月二十五日

聖籠町農業委員会第二十六期

第十回総会議事録

聖籠町農業委員会 第26期 第10回総会議事録

聖籠町農業委員会第26期第10回総会は、令和7年12月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

1番 宮 下 吉 勝（会長）	2番 八 幡 裕（会長職務代理）
3番 神 田 勝（農地部長）	4番 宮 野 公 之（農政部長）
5番 斎 藤 瞳 子	6番 岩 渕 せ ん
7番 長谷川 智 之	8番 加 藤 孝 博
9番 新 保 昭 治	10番 斎 藤 直 樹
11番 宇都宮 直 子	12番 渡 邊 富 子
13番 堀 常 正	

2 欠席委員 なし

3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮 川 順 次長 天 野 秀 一 主事 相 馬 宏 向

4 総会の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

日程第5 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第4条事業計画変更について

5 会議の概要

- 議長 ただいまより、聖籠町農業委員会第26期第10回総会を開会します。
最初に出席状況を報告します。ただいまの出席委員は13名、欠席委員はありません。会議規則第7条の規定に基づき、会議は成立いたしました。
(開会 午後2時00分)
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、6番委員、7番委員を指名いたします。
なお、説明者には次長、書記には主事を指名します。
- 議長 日程第2、会期の決定について、令和7年12月25日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。
- 議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。
- 次長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明いたします。
番号43、申請地は、大字藤寄字浦潟〇〇〇ほか1筆です。地目は田であり、面積は2筆合計で3,074m²です。新潟市の譲り渡し人から新潟市の譲り受け人への贈与による所有権の移転です。譲受人の経営面積は24,325m²です。
番号44、申請地は、大字藤寄字浦潟〇〇〇ほか1筆です。地目はいずれも田であり、面積は2筆合計で3,034m²です。新潟市の譲り渡し人から新潟市の譲り受け人への贈与による所有権の移転です。譲受人の経営面積は24,325m²です。
番号45、申請地は、大字上大谷内字宮前〇〇〇番です。地目は田であり、面積は1,795m²です。真野の譲り渡し人から真野の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は499,180.95m²です。
番号46、申請地は、大字上大谷内〇〇〇ほか9筆です。地目は田が3筆、畠が7筆であり、面積は合計で15,026m²です。真野の譲り渡し人から真野の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は0m²です。
これらの案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のす

べてを満たすと考えます。

議案第1号 総合計

田 8筆 16, 720m²

畠 7筆 6, 209m²

計 15筆 22, 929m²

令和7年12月25日提出

聖籠町農業委員会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第1号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 この件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(意見なしの声)

議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第4、議案第2号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 議案第2号「農用地利用集積等促進計画に係る意見」についてご説明いたします。

このたび、中間管理権の設定につきまして、7件の申し出がありました。

農林公社が農地を借り入れるもののが3件、農林公社が借り入れた農地を耕作者へ転貸するものが3件、農林公社が転貸している農地の耕作者を移転するのが1件です。

農用地利用集積等促進計画につきましては、「町が計画を作成するにあたり、農業委員会から意見を聞くことが適当である」とされていることから、町から農業委員会に対して意見聴取の依頼を受けているところです。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第2号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。

た。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第2号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第5、報告事項について、事務局説明願います。

次長 それでは、資料の13ページをお願いします。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、ご覧のとおりです。

次に、14ページをご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、ご覧のとおりです。

次に、15ページをご覧ください。報告第3号、農地法第4条事業計画変更については、ご覧のとおりです。以上です。

議長 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午後2時8分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

令和 年 月 日

聖籠町農業委員会

議 長 _____ 印

聖籠町農業委員会

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印